

2 消安第 827 号－2

令和 2 年 10 月 22 日

一般社団法人 全国植物検疫協会

会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



「輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部
改正について」の一部改正について（通知）

別添の「輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部改正について（令和 2 年 5 月 26 日付け 2 消安第 827 号消費・安全局長通知）」について、下記のとおり一部改正するので、お知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

記

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部改正について（令和 2 年 5 月 26 日付け 2 消安第 827 号消費・安全局長通知）」の一部を次のように改正する。

別記（第 2 関係）37 *Tomato leaf curl New Delhi virus* の項の改正規定中「同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について」の下に「ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は」を加える。

(参考) 改正後の規定

別記 (第2 関係)

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～36 (略)	(略)
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について <u>ELISA 法等の適切な血清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
38 (略)	(略)

2 消 安 第 827 号

令和 2 年 5 月 26 日

一般社団法人 全国植物検疫協会

会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部改正について

今般、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）の別表 1 の 2 及び別表 2 の 2 が改正され、検疫有害動植物及び対象植物の範囲が見直されました（規則の改正は、令和 2 年 5 月 11 日に公布済み。施行は令和 2 年 11 月 11 日。）。これに伴い、規則別表に係る検疫措置を必要とする植物に対する輸入検疫の実施の詳細を規定する「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達）を別紙のとおり一部改正するので、お知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」（平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
(検査証明書の追記の確認)		(検査証明書の追記の確認)	
第 3 植物防疫官は、検疫措置要求植物の輸入検査に先立ち、当該植物に添付された検査証明書に、第 2 の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。 検査証明書に、規則別表の該当項目に応じた要求事項を満たしている旨の追記がなされている場合、第 2 の要求事項を満たしたものとみなす。		第 3 植物防疫官は、検疫措置要求植物の輸入検査に先立ち、当該植物に添付された検査証明書に、第 2 の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。	
2 [略]		2 [略]	
3 [略]		3 [略]	
別記（第 2 関係） 輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項		別記（第 2 関係） 輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項	
検疫対象有害動植物	要求事項	検疫対象有害動植物	要求事項
1 ～ 30 [略]	[略]	1 ～ 30 [略]	[略]
31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について	31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

	生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		
32 [略]	[略]	32 [略]	[略]
33 <i>Indian peanut clump virus</i>	(1) 種子について 採種の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
34 <i>Maize chlorotic mottle virus</i>	(1) 種子について 採種の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺	[新設]	[新設]

	伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		
35 <u>Pea early-browning virus</u> s	(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した3,100粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子的手法による検	[新設]	[新設]

	定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		
36 <u>Tomato brown rugose fruit virus</u>	(1) 種子について 採種の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
37 <u>Tomato leaf curl New Delhi virus</u>	生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてPCR法等の適切	[新設]	[新設]

	な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		[新設]
38 <u>Zucchini green mottle mosaic virus</u>	(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。 (2) 生育植物について 生育期間中又は輸出検査時に同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		[新設]

附 則
(施行期日)
この改正は、通知の日から施行する。ただし、別記（第2関係）31の項及び33の項から38の項までの改正規定は、令和2年11月11日から施行する。